

奨学金制度についてよくある質問（FAQ集）

1 奨学金制度の概要

- Q 1-1 奨学金貸与は誰が受けられますか。
- Q 1-2 奨学金の貸与は何年間受けられますか。
- Q 1-3 奨学金の貸与額はどれくらいですか。
- Q 1-4 どのようなときに返還免除となりますか。
- Q 1-5 返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでもよいのですか。
- Q 1-6 これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか（制度はいつまで続きますか）

2 エントリーシートの提出

- Q 2-1 奨学金募集の時期はいつですか。
- Q 2-2 佐賀県内在住で福岡県の高校を卒業した場合は受けられますか。
- Q 2-3 県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。
- Q 2-4 県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。
- Q 2-5 エントリーシートを提出すると、連絡があるのですか。

3 エントリーシート提出後（指定薬局の選択、マッチングの選択）

- Q 3-1 提出後は何をすればよいのですか。
- Q 3-2 指定薬局の選択は、1つでないといけないのでしょうか。

4 マッチングセミナー

- Q 4-1 マッチングとはどのようなことでしょうか。
- Q 4-2 マッチングセミナーとは何をやるのですか。
- Q 4-3 マッチングセミナーはいつどこで開催されるのですか。
- Q 4-4 既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないですか。
- Q 4-5 マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。

5 マッチングの成立

- Q 5-1 マッチングが成立したことは、どういった形で連絡があるのですか。
- Q 5-2 マッチング成立により、奨学貸与が決まったことになるのですか。
- Q 5-3 マッチング成立後に、マッチング相手（の就業予定薬局）を変更することはできますか。

6 奨学金貸与に係る三者契約

- Q 6-1 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。
- Q 6-2 CBT/OSCEに合格したことを証する書類としては何を提出すればよいですか。
- Q 6-3 成績証明書は何年分必要でしょうか。
- Q 6-4 連帯保証人のうちの一人の3親等以内について、もう一人の親を立てることができますか。
- Q 6-5 3親等以内で連帯保証人となる親族がない場合は、どうすればよいですか。
- Q 6-6 親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。
- Q 6-7 マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。
- Q 6-8 抽選はどうやって行うのですか。また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。

Q 6 - 9 他の奨学金との重複受給は認められますか。

7 奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで

Q 7 - 1 6年次へ進級できませんでした。奨学金貸与を続けられますか。

Q 7 - 2 6年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。

Q 7 - 3 6年次に進級できましたが、卒業延期となってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

Q 7 - 4 最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

Q 7 - 5 退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。

Q 7 - 6 休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。

Q 7 - 7 やむを得ない理由による休学と認められましたが、1年未満で復学できませんでした。どのような取扱いになりますか。

Q 7 - 8 住所が変わりました。届け出は必要ですか。

8 卒業後、奨学金貸与の返還について

Q 8 - 1 奨学金貸与期間の1.5倍相当指定薬局で薬剤師として業務に従事した場合は返還を免除するとありますが、具体的にどういうことですか。

Q 8 - 2 薬剤師としての免許申請は5月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされないのでしょうか。

Q 8 - 3 1.5倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。

Q 8 - 4 卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいですか。

Q 8 - 5 加算金とは何ですか。

1 奨学金制度の概要	
Q 1-1 奨学金貸与は誰が対象ですか。	A 1-1 佐賀県内の高校出身で大学薬学部（薬剤師養成の6年制コース）に進学した5年生、6年生です。
Q 1-2 奨学金の貸与は何年間受けられますか。	A 1-2 5年生から6年生の2年間（24か月）、又は6年生の1年間（12か月）のいずれかです。
Q 1-3 奨学金の貸与額はどれくらいですか。	A 1-3 毎月10万円、1年間で計120万円です。
Q 1-4 どのようなときに返還免除となりますか。	A 1-4 薬剤師免許取得後、一定期間（貸与期間の1.5倍）指定薬局で薬剤師として従事すると全額免除されます。（例：2年間貸与の場合は3年間従事することが必要です。）
Q 1-5 返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでもよいのですか。	A 1-5 いいえ、従事する薬局はあらかじめ指定薬局の中から選んで決めておかなければなりません。その相手を決めるのがマッチングです。正式に奨学生となるためには、指定薬局と佐賀県薬剤師会との三者での契約が必要となります。
Q 1-6 これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか（制度はいつまで続きますか）。	A 1-6 この制度では、50人程度の薬剤師を確保することを目的として、毎年10人程度の学生に奨学金を貸与することとしていますので、永久に続くものではありません。今のところ、平成28年度入学生までが対象になる見込みです。
2 エントリーシートの提出	
Q 2-1 奨学金募集の時期（エントリーシートの提出）はいつですか。	A 2-1 平成28年度貸与開始対象の募集期間は、平成27年10月15日までです。（現在募集中です）
Q 2-2 佐賀県内在住で福岡県の高校を卒業した場合は受けられますか。	A 2-2 申し訳ありませんが、今回は佐賀県内の高校を卒業した方のみが対象です。
Q 2-3 県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりますか。	A 2-3 原則として対象になりますが、県薬剤師会内でエントリーシート提出後に審査を行い、決定します。 元々は県内在住であったことや、県外への転居となった理由を確認しますので、エントリーシートに加えて資料提出を求めることがあります。
Q 2-4 県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。	A 2-4 申し訳ありませんが、今回は佐賀県出身の方を対象としておりますので、ご家族が県内に全く住んでいなかった場合は対象となりません。

<p>Q 2-5 エントリーシートを提出すると、連絡があるのですか。</p>	<p>A 2-5 エントリーシートに記載された内容が奨学対象要件を満たしていない場合には連絡します。 エントリーシートの情報は各指定薬局に提供します。 また、マッチングセミナー参加について、県薬剤師会から確認の連絡をします。</p>
<p>3 エントリーシート提出後（指定薬局の選択、マッチングの選択）</p>	
<p>Q 3-1 提出後は何をすればよいのですか。</p>	<p>A 3-1 薬剤師免許取得後、薬局薬剤師として業務に従事したい薬局の候補を、「指定薬局等一覧」から探して、直接問い合わせることができます。</p>
<p>Q 3-2 指定薬局の選択は、1つでないといけないのでしょうか。</p>	<p>A 3-2 マッチング（貸与希望学生と指定薬局等との引き合わせ）が成立するまでは、複数の指定薬局と交渉することができます。</p>
<p>4 マッチングセミナー</p>	
<p>Q 4-1 マッチングとはどのようなことでしょうか</p>	<p>A 4-1 この奨学金制度は、あなたが薬剤師国家試験に合格後就業する指定薬局等について、あなたとその指定薬局等との合意（契約）によって成立する制度です。その両者が直接会って、合意形成するためのステップがマッチングです。</p>
<p>Q 4-2 マッチングセミナーとは何をしますか</p>	<p>A 4-2 この制度に参加している各指定薬局から直接会って話を聞くことができますし、状況が整えば、マッチングセミナーの場で両者が合意形成することもできます。 奨学金制度の詳細について相談もできます。</p>
<p>Q 4-3 マッチングセミナーはいつどこで開催されるのですか</p>	<p>A 4-3 毎年、11月から12月の間に佐賀市内で開催する予定です。ただし、27年度は、11月8日（日）に福岡市で開催します。</p>
<p>Q 4-4 既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないのですか。</p>	<p>A 4-4、A 4-5 必ず出席しなければならないものではありませんが、複数の指定薬局の方に直接会って話ができる貴重な機会ですので、参加することをおすすめします。</p>
<p>Q 4-5 マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。</p>	<p>なお、マッチングセミナー後は、貸与希望学生と指定薬局等のマッチングが成立するまで随時、交渉することとなります。まだマッチングが済んでいない指定薬局等の情報は県薬剤師会にお問い合わせください。</p>

5 マッチングの成立	
Q 5-1 マッチングが成立したことは、どのような形で連絡があるのですか。	A 5-1 マッチングが成立したら、指定薬局が県薬剤師会にあなたを奨学生としてふさわしい旨推薦することになっており、その際に、指定薬局から連絡があります。また、佐賀県薬剤師会からも、あなたに直接、意向確認の連絡があります。
Q 5-2 マッチング成立により、奨学貸与が決まったことになるのですか。	A 5-2 翌年度の4月に申請を行い、正式に貸与決定がされるまでは、決まったことになりません。
Q 5-3 マッチング成立後に、マッチング相手（薬剤師免許取得後、薬剤師として業務に従事する薬局）を変更することはできますか。	A 5-3 原則できません。
6 奨学金貸与に係る三者契約	
Q 6-1 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。	5-1 大学学長または薬学部長の推薦書を推奨しています。それらが困難な場合は、指導教官でも構いません。様式は任意ですが、佐賀県薬剤師会でも推薦書のひな型を準備しています。
Q 6-2 C B T / O S C E に合格したことを証する書類としては何を提出すればよいですか。	A 5-2 特定非営利活動法人薬学共用試験センターが交付する「基準点到達証明書」を複写したものを提出してください。
Q 6-3 成績証明書は何年分必要でしょうか。	A 5-3 5年生から奨学金を受ける場合は1～4年生の成績証明書、6年生から受ける場合は1～5年生のものを提出してください。
Q 6-4 連帯保証人のうちの一人の3親等以内について、もう一人の親を立てることが出来ますか。	A 5-4 両親二人が連帯保証人になることは好ましくありません。他の方を探してください。
Q 6-5 3親等以内で連帯保証人となる親族がない場合は、どうすればよいですか。	A 5-5 3親等以外で確実に連帯保証をしていただける方について県薬剤師会に相談してください。
Q 6-6 親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。	A 6-6 住民票より元々県内在住であったことを確認しますので、住民票を提出してください。 なお、転居回数が多く住民票の記載では確認できない場合は他の方法による確認を検討しますので、県薬剤師会に相談してください。

Q 6-7 マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。	A 6-7 申請後、奨学金貸与の適格者かどうかの審査を行います。貸与適格者数が予定数を超過している場合は、適格者の中から抽選により、貸与対象者を決定します。
Q 6-8 抽選はどうやって行うのですか。 また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。	A 6-8 貸与希望学生自身、保証人、又は薬局開設者がお互いで話し合っけて抽選者を決めてもらい、いずれかが参加して抽選を行います。 抽選に外れた場合は、残念ながら貸与はありません。
Q 6-9 他の奨学金との重複受給は認められますか。	A 6-9 次の条件を満たしている場合は認められます。 ① 他の奨学金制度が重複受給を禁止していないこと。 ② 他の奨学金制度の卒業後就学先に制限がないこと。
7 奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで	
Q 7-1 6年次へ進級できなかったのですが、どうしたらよいのでしょうか。	A 7-1 奨学金貸与は打ち切られます。また、既に貸与を受けた分の奨学金に加算金を加えた額を直ちに返還しなければなりません。
Q 7-2 6年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。	A 7-2 在学証明書を提出し、6年次への進級確認を受けてください。
Q 7-3 6年次に進級できましたが、卒業延期となっていました。どうしたらよいのでしょうか。	A 7-3 奨学金は6年次の12か月分貸与で終了します。 卒業延期後の期間は奨学金貸与はありません。 翌年度の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになりますが、合格できなかった場合は、直ちに奨学金及び加算金を返還しなければなりません。
Q 7-4 最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。	A 7-4 最初の国家試験に落ちても、直ちに返還が求められるわけではなく、翌年度の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになります。 ただし、翌年度に合格できなかった場合は、直ちに奨学金及び加算金を返還しなければなりません。
Q 7-5 退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。	A 7-5 奨学金貸与は打ち切られます。 直ちに奨学金及び加算金を返還しなければなりません。

<p>Q 7-6 休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。</p>	<p>A 7-6 県薬剤師会で審査を行い、やむを得ない理由による休学と認められた場合は、奨学金の貸与を停止します。 認められなかった場合は、直ちに貸与が廃止されます。これまで貸与を受けた奨学金は加算金とともに返還しなければなりません。 貸与を停止し、休学期間が1年未満で復学した場合は、奨学金貸与を再開します。</p>
<p>Q 7-7 やむを得ない理由による休学と認められましたが、1年未満で復学できませんでした。どのような取扱いになりますか。</p>	<p>A 7-7 貸与を受けた奨学金は直ちに返還しなければなりません。が、県薬剤師会が認めた場合に限り、返還の期日が猶予されます。</p>
<p>Q 7-8 住所が変わりました。届け出は必要ですか。</p>	<p>A 7-8 すみやかに届出書（変更等届）を提出してください。</p>
<p>8 卒業後、奨学金貸与の返還について</p>	
<p>Q 8-1 奨学金貸与期間の1.5倍相当指定薬局で薬剤師として業務に従事した場合は返還を免除するとありますが、具体的にどういうことですか。</p>	<p>A 8-1 奨学金を1年間受領した奨学生は1年半以上、2年間受領した奨学生は3年以上、指定薬局で従事することをいいます。</p>
<p>Q 8-2 薬剤師としての免許申請は5月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされないのでしょうか。</p>	<p>A 8-2 国家試験合格後の4月を起点としますので、カウントされます。</p>
<p>Q 8-3 1.5倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。</p>	<p>A 8-3 従事しない事態が生じた理由にもよりますので、従事している指定薬局又は県薬剤師会に直接相談してください。</p>
<p>Q 8-4 卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいのですか。</p>	<p>A 8-4 貸与を受けた奨学金に加えて、加算金とともに定められた期日までに一括返還する必要があります。</p>
<p>Q 8-5 加算金とは何ですか</p>	<p>A 8-5 本来の奨学金の貸付に伴う利息のことです。</p>